

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民課 No.001

処 分 名	住居番号の変更等の申出
処 分 の 概 要	住居番号の変更等の申出
根拠条例等・条項	春日部市住居表示に関する条例第3条第2項
審 査 基 準	<p>・ 申出者が春日部市住居表示に関する条例第3条第1項または第2項に定められた者であるか</p> <p>・ 住居番号の付定、又は変更、若しくは廃止する必要性があるか</p> <p>手続き手順</p> <ol style="list-style-type: none">1 条例で定められた者からの申し出がある (春日部市住居表示に関する条例施行規則第4条規定の「住居番号付定・変更・廃止申出書(様式第2号)」による届け出) また、同一住居番号の変更の申し出の場合は春日部市住居表示に関する事務取扱基準第3条により、申出条件として別紙の誓約書が必要となる2 現在の住居表示の付定状況の確認をする3 住居番号の付定、又は変更、若しくは廃止する必要があるれば措置を講ずる4 3の措置を講じた場合は関係人に通知する (春日部市住居表示に関する条例施行規則第5条第1項規定の「街区符号及び住居番号付定・変更・廃止通知書(様式第3号)」による) ※住居番号の付定、又は変更、若しくは廃止する必要がないと決定したときは春日部市住居表示に関する条例施行規則第5条第2項規定の「住居番号付定・変更・廃止不承認通知書(様式第4号)」による
標準処理期間	処分の実績がなく当面申請が見込まれないものであって、法令(条例)等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設定年月日	平成17年10月1日(最終改正:令和4年4月1日)
申請時期	随時
申請方法	本庁1階市民課窓口

備

考

**根拠条例及び
関係条例等の抜粋**

■春日部市住居表示に関する条例

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するような必要が生じたときは、市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

■春日部市住居表示に関する事務取扱基準

(同一住居番号の変更の申出条件)

第3条 条例第3条第2項及び第3項並びに規則第4条による申出において、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該数棟の建物に同一住居番号が付定され、生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、同一住居番号の変更の申出条件として、同一住居番号が付定された建物その他の工作物の所有者全員の署名によって規則様式第2号により申出ができるものとする。

■春日部市住居表示に関する条例施行規則

(住居番号の変更等の申出)

第4条 条例第3条第2項の規定による申出は、住居番号付定・変更・廃止申出書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の通知)

第5条 条例第2条及び第3条第4項に規定する通知は、街区符号及び住居番号付定・変更・廃止通知書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第3条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による申出、同条第3項の規定による関係行政機関の長等からの通知があった場合、実態調査を行った結果において住居番号を付定、変更又は廃止する必要がないと決定したときは、市長は、当該届出人又は申出人及び関係行政機関の長等に、住居番号付定・変更・廃止不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民課 No.002

処 分 名	死体埋火葬の許可
処 分 の 概 要	死体埋火葬の許可
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) 第 5 条第 1 項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第 1 条
審 査 基 準	<p>・死亡者について、施行規則第 1 条に定める記載事項がすべて記載されており、内容が明らかであること</p> <p>審査の方法・手順</p> <ol style="list-style-type: none">1 死亡診断書及び死亡届の記載内容について、戸籍・住民票等関係書類により審査します。2 審査後、戸籍、住民票等の記載をします。3 戸籍記載後、死体埋火葬許可証をお渡しします。 <p>市長が特に必要と認める添付書類 仮予約票（埼玉斎場組合を使用するとき）</p>
標準処理期間	死体埋火葬許可申請書の受付から概ね 2 日以内
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階市民課及び庄和総合支所 1 階市民窓口担当への提出 開庁時間外は本庁 1 階夜間警備室への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■墓地、埋葬等に関する法律

第5条〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第1条〔埋葬・火葬の許可申請書〕墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 1 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 2 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 3 死亡者の生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 4 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別）
- 5 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 6 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- 7 埋葬又は火葬場所
- 8 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民課 No.003

処 分 名	死胎埋火葬の許可
処 分 の 概 要	死胎埋火葬の許可
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) 第 5 条第 1 項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第 1 条 死産の届出に関する規程 第 5 条 第 2 項
審 査 基 準	<p>・死産児について、規程第 5 条第 2 項に定める記載事項がすべて記載されており、内容が明らかであること</p> <p>審査の方法・手順</p> <ol style="list-style-type: none">1 死産調書（死胎検案書）及び死産届の記載内容について、戸籍・住民票等関係書類により審査します。2 審査後、死胎埋火葬許可証をお渡しします。 <p>市長が特に必要と認める添付書類 仮予約票（埼玉斎場組合を使用するとき）</p>
標準処理期間	死体埋火葬許可申請書の受付から概ね 2 日以内
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階市民課及び庄和総合支所 1 階市民窓口担当への提出 開庁時間外は本庁 1 階夜間警備室への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■墓地、埋葬等に関する法律

第5条〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第1条〔埋葬・火葬の許可申請書〕墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 1 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 2 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 3 死亡者の生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 4 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別）
- 5 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 6 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- 7 埋葬又は火葬場所
- 8 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

■死産の届出に関する規定

第5条〔死産届書の記載事項〕死産届は、書面によってこれをなさなければならない。

② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならない。

- 1 父母の氏名
- 2 父母の婚姻の届出直前（婚姻の届出をしていないときは、その死産当時）の本籍。若し、日本の国籍を有しないときは、その国籍
- 3 死産児の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
- 4 死産の年月日時分及び場所
- 5 その他厚生労働省令で定める事項

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民課 No.004

処 分 名	改葬の許可
処 分 の 概 要	改葬の許可
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) 第 5 条第 1 項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第 2 条
審 査 基 準	<p>審査方法 収蔵等について、施行規則第 2 条第 1 項に定める記載事項により内容が明らかであること及び同条第 2 項に定める書類が添付されていること</p> <p>審査の方法・手順 1 改葬許可証交付申請書の記載内容について、墓地管理者の証明、墓地使用者等の承諾、墓地の受入証明等について審査します。 2 審査後、改葬許可証をお渡しします。</p> <p>市長が特に必要と認める添付書類 改葬先が使用可能であることの証明(受入証明書、墓地使用契約書等)の写し</p>
標準処理期間	改葬許可書交付申請書の受付から概ね 1 時間以内
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階市民課及び庄和総合支所 1 階市民窓口担当への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■墓地、埋葬等に関する法律

第5条 [埋葬・火葬又は改葬の許可] 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第2条 [改葬の許可申請書] 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 1 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
 - 2 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
 - 3 埋葬又は火葬の場所
 - 4 埋葬又は火葬の年月日
 - 5 改葬の理由
 - 6 改葬の場所
 - 7 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証明する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに順ずる書面）
 - 2 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
 - 3 その他市町村長が特に必要と認める書類

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民課 No.005

処 分 名	住居番号の付定
処 分 の 概 要	住居番号の付定
根拠条例等・条項	春日部市住居表示に関する条例第3条第1項
審 査 基 準	<p>・ 申出者が住居表示を必要とする建物その他の工作物として定められたものを新築した者である場合、住居番号の付定を行う。</p> <p>手続き手順</p> <ol style="list-style-type: none">1 条例で定められた者からの申し出がある （春日部市住居表示に関する条例施行規則第3条規定の「建物その他の工作物新築届（様式第1号）」による届け出）2 届出書類の審査及び必要に応じて現地調査を実施し住居表示台帳と照合し付定する住居番号の決定等を行う。3 決定結果について、春日部市住居表示に関する条例施行規則に定める「街区符号及び住居番号付定・変更・廃止通知書（様式第3号）」又は「住居番号付定・変更・廃止不承認通知書（様式第4号）」により通知する。
標準処理期間	20日（閉庁日並びに現地調査及び関係機関等との協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階市民課窓口
備 考	

**根拠条例及び
関係条例等の抜粋**

■春日部市住居表示に関する条例

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するような必要が生じたときは、市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

■春日部市住居表示に関する条例施行規則

(新築等の届出)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、建物その他の工作物新築届(様式第1号)によるものとする。

(変更等の通知)

第5条 条例第2条及び第3条第4項に規定する通知は、街区符号及び住居番号付定・変更・廃止通知書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第3条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による申出、同条第3項の規定による関係行政機関の長等からの通知があった場合、実態調査を行った結果において住居番号を付定、変更又は廃止する必要がないと決定したときは、市長は、当該届出人又は申出人及び関係行政機関の長等に、住居番号付定・変更・廃止不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。